

対象業務一覧

1 窓口業務支援システム導入対象業務

(1) 住民異動及び関連手続き又は個別届出申請の対象業務

以下の対象業務に係る手続きの受付、申請書の作成及び印刷ができること。

住民記録	マイナンバーカード	印鑑登録	国民健康保険
後期高齢者医療	国民年金	介護保険	障害者福祉
医療費助成 (こども、ひとり親、 重度心身)	母子医療	児童手当	児童扶養手当
特別児童扶養手当	学校校区 (転入学通知等)	保育園	就学援助

(2) 証明書交付請求の対象業務

以下の対象業務に係る手続きの受付、申請書の作成及び印刷ができること。

住民基本台帳関係証明書	印鑑登録関係証明書	戸籍関係証明書	税関係証明書
-------------	-----------	---------	--------

(3) データ連携対象

以下のデータを取り込み、システムで活用すること。

住民記録	印鑑登録	個人住民税	滞納管理
国民健康保険	後期高齢者医療	国民年金	介護保険
障害者福祉	医療費助成 (こども、ひとり親、 重度心身)	児童手当	児童扶養手当
特別児童扶養手当	生活保護	保育園	就学援助
軽自動車税	固定資産税	支援措置	転出証明書
住登外者	全国町・字ファイル	外字	小学校区情報
中学校区情報	—	—	—

2 対象帳票数

令和9年1月時に登録する帳票数は、100様式程度を想定している。ただし、窓口業務支援システムに標準的な帳票が登録されている場合は、当該帳票を活用し、本市独自の申請書様式のみを登録することとする。

3 導入スケジュール

本市における窓口業務支援システムの導入スケジュールは以下のとおり。なお、本項目は現時点での想定であり、システム導入後、対象業務及び手続きを拡大していくことを検討している。

導入時期	スケジュール（導入手続き等）	備考
令和9年1月	<ul style="list-style-type: none">住民異動及び関連手続き（転入、転居、転出、世帯変更）個別届出申請証明書交付請求	
令和9年度後半	<ul style="list-style-type: none">本庁取り扱い業務のうち、住民異動及び関連手続きについて、ワンストップ窓口を設置	<ul style="list-style-type: none">必要に応じて、別途契約を行う。住民異動は、転入・転居・転出を想定。住民異動に伴う関連手続きは、子ども医療費助成、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、児童手当を想定。
令和9年度以降	<ul style="list-style-type: none">戸籍届出に係る関連手続き（出生、おくやみ、婚姻、離婚）	<ul style="list-style-type: none">時期未定必要に応じて、別途契約を行う。